

社会福祉法人 明雄福社会

評議員の日当及び旅費規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 明雄福社会の評議員の日当及び旅費について定めることを目的とする。

(日当の規程)

第2条 日当は、一人、13,000円とする。但し、60,000円を上限として、その出席に要した時間等を勘案して支給する。
2書面による議案審議については、1回の書面回答につき13,000円とする。

(旅費の規程)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃とする。
1、鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ、旅費運賃等により支給する。
2、車賃は、旅行について、路程に応じ、交通事情等をも勘案して、みなしにより支給する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年10月29日より施行する。

この規程は、令和 2年 5月 1日より施行する。